

通所リハビリテーション 重要事項説明書

医療法人社団 晃啓会

きくち整形外科

重要事項説明書（介護給付・予防給付）

《2024年4月1日現在》

1. 事業者

法人名	医療法人社団晃啓会
所在地	東京都調布市深大寺東町 2-23-5 深大寺メディカルビル 101
連絡先	TEL 042-440-3200 FAX 042-440-3201
代表者氏名	理事長 菊地淑人

2. 事業所の概要

(1) 事業所所在地など

事業所名	医療法人社団晃啓会 きくち整形外科 通所リハビリテーション
事業者番号	1314224184
所在地	東京都調布市深大寺東町 2-23-5 深大寺メディカルビル 301
連絡先	TEL 042-443-0055 FAX 042-443-0075
管理者氏名	菊地淑人

(2) 事業所の目的および運営方針・規定項目

【 事業の目的 】

要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という)に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

【 運営方針 】

1 きくち整形外科が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図ることを目的とする。

2 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 営業日

営業時間	平日 8:30~17:30	土曜日 8:30~13:30
休業日	木曜・日曜・祝日・夏季休暇・年末年始・その他きくち整形外科が指定した日	
サービス提供時間	午前 9:00~12:10	午後 13:30~16:40

(4) 職員

	常勤	非常勤	業務内容
管理者/医師	1名		施設管理運営・健康管理
理学療法士 作業療法士	1名	2名 1名	リハビリ業務
柔道整復師	1名		リハビリ業務
介護・事務職員	7名	3名	介護業務・送迎業務・事務業務

(5) サービス内容

健康管理	血圧、体温、脈拍等の全身状態の把握、管理を行う。体調不良があった際には、処置等の適切な対応を行う。
リハビリテーション	利用者の身体状況に合わせて、医師、理学療法士等が専門知識に基づき、徒手あるいは機器・器具等を用いて、個別、集団的に機能訓練を実施する。
介助・日常生活指導	利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、介助が必要な日常生活動作について、自立に向けた訓練や指導を行う。
その他	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動やレクリエーション等の場を提供する。

(6) 事業実施区域

送迎を利用する場合のエリア

【調布市】：深大寺元町、深大寺東町、深大寺南町、深大寺北町、佐須町、柴崎、
西つつじヶ丘1～2丁目

【三鷹市】：中原1～4丁目、新川

(7) 利用定員（1日当たり）

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	1単位37人 2単位37人 計74人
-----------------------------	--------------------

3. 利用料金

(1) 利用者の負担額

保険給付の自己負担額（（介護予防）通所リハビリテーション費及び加算）は、別紙参照。

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を徴収する。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は除く。

時期	キャンセル料	備考
利用日の2日前まで	無料	
利用日の前日	利用者自己負担金の50%	
利用日の当日	利用者自己負担金の100%	

(3) 請求及び支払い方法

利用料等の請求方法	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求する。 上記に係る請求書は、利用月の翌月15日までに発行する。
支払い方法	請求月の27日までに、下記のいずれかの方法により支払う。 ① 事業者指定口座への振り込み ② 利用者指定口座からの自動振替

4. 秘密保持と個人情報の保護について

当事業所は、利用者及びその家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議などの介護保険を利用する上で利用者及びその家族の個人情報を用いることはしない。また、利用者及びその家族の個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止する。

- 1 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 2 第1項の規定に関わらず、当法人及び当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合がある。但しその場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を得ることとする。
- 3 当法人及び当施設における「個人情報保護方針」、「介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ」、「個人情報の使用目的」は施設内に掲示する。

5. 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、必要な措置を講ずる。

事故に際してとった処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

6. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

7. サービス提供に関する相談、苦情について

指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

【介護保健施設サービスに関する苦情相談窓口】

当事業所の窓口	きくち整形外科 通所リハビリテーションお客様相談窓口 担当者：理学療法士 小磯和也 連絡先：042-443-0055 受付時間：9：00～17：00
調布市役所	高齢者支援室 介護保険担当 TEL：042-481-7321 受付時間：8：30～17：15(月～金)
三鷹市役所	高齢者支援課 高齢者相談係 TEL：0422-45-1151 受付時間：8：30～17：15(月～金)
東京都国民健康保険 団体連合会	国保連合会苦情相談窓口 TEL：03-6238-0177 受付時間：9：00～17：00(月～金)

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ①施設内の設備や器具は本来の用法に従って利用すること。
これに反し、破損等が生じた場合、弁償請求することがある。
- ②飲酒、喫煙、他の利用者への迷惑行為を禁ずる。
- ③所持金品は自己責任で管理する。もし紛失しても当事業所は責任を負わない。
- ④施設内での宗教活動及び政治活動は禁ずる。
- ⑤事故やトラブルにつながる可能性がある為、利用者同士の物品(金品・食品・日用品)の受け渡しは禁ずる。
- ⑥リハビリ時に、必要に応じて姿勢、歩行時の映像・写真撮影をすることがある。
- ⑦サービス提供時間中に、事業所外へ出ることは出来ない(緊急時を除く)。

9. 衛生管理

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（2）前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。

11. 事業継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。